

17世紀後半ドイツにおける決闘の描写に関する一考察

——アハスヴェールス・フリツチュの著作を例に——

Descriptions of Dueling in the late Seventeenth Century Germany: A Case Study of Ahasverus Fritsch's Work

齋藤敬之

Hiroyuki SAITO

Abstract

From the latter half of the seventeenth century, dueling was prohibited in many territories belonging to the Holy Roman Empire. This change of attitude toward duels can be seen not only in legal norms, such as 'das Duellmandat', i.e. the anti-dueling mandate, but also in the writings of intellectuals and clergymen. In this article, I explore the essay published in 1686 at Regensburg: *Ahasveri Fritschii, Icti, Ohnvorgreifliches Bedencken/Wie denen Duellen und Balgereyen derer Studenten auf Academien/mit mehrem Nachdruck zu steuren seyn möchte?*. Written by Ahasverus Fritsch, the Chancellor of Grafschaft Schwarzburg-Rudolstadt in Thuringia, it criticizes the state of Christianity at the time, and presents a more pietistic view on education. Dueling is in the work understood as a sin, which needs to be regulated by the authorities. Furthermore, Fritsch condemns not only the act of dueling, but also the right to carry weapons, nighttime outings (in groups), banquets, and other actions which potentially can lead to violence. Still, while dueling is considered an inappropriate act of students, it is not clearly distinguished from other forms of violence. In this way, it shares commonalities with the 'anti-dueling mandate'.

1. はじめに

近代ドイツ市民社会において男性間に見られた決闘^{デュエル}は、名誉毀損や侮辱に対する名誉の回復を目的とする実力行使という性質を持つ行動様式であった¹⁾。しかし、中近世ドイツの犯罪の社会史に取り組む研究者は、中近世の暴力に関する成果をもとに²⁾、「暴力を用いた名誉の維持や回復」とい

1) Ute Frevert, [Art.] Duell, in: *Enzyklopädie der Neuzeit*, Bd. 2, Stuttgart 2005, Sp. 1165–1168, hier Sp. 1165f.

2) この点に関する研究動向を整理したものとして、齋藤敬之「暴力の歴史の描写を目指して—中近世ドイツ犯罪史研究における動向から—」(『史学雑誌』第130編第2号(2021年), 37–57頁。)

う側面が必ずしも近代市民社会に限って見られたわけではない点に着目し、決闘を歴史的に可変的な現象として把握しようとしている³⁾。実際、ドイツ（神聖ローマ帝国）では、17世紀後半以降に決闘が暴力の中で個別に扱われ、規制の対象ともなっていた。しかし同時にこの段階では、決闘が他の暴力形態と明確に区別されていたわけでもなかった点も無視できない⁴⁾。それゆえ、決闘を近世当時の暴力に位置付けて解釈することや、決闘がいかなる理由で特別に規制・処罰されるべきものとされ、特殊な暴力形態として扱われていったのかを検討することが必要であろう⁵⁾。

そのような課題に取り組む一つのステップとして、別稿で扱った17世紀後半の決闘禁止令をはじめとする法規範⁶⁾以外にも目を向け、決闘が当時どのように描写されていたのかを検討する。そこで本稿では、1686年にレーゲンスブルクで出版された『法学者アハスヴェールス・フリッチュによる、学生の決闘やつかみ合いはいかにしてとりわけ重点的に統制され得るかということに関するささやかな提言』⁷⁾（以下、『提言』と表記）というわずか16頁ほどの小冊子を取り上げたい。

その著者アハスヴェールス・フリッチュ（Ahasverus Fritsch, 1629年-1701年）⁸⁾は、ザクセン選帝侯領のフライブルク管区（Amt Freyburg）内の小都市ミュヘルン（Mücheln）で市長の息子として生まれた⁹⁾。1644年にハレ（ザーレ）のギムナジウムに入学し、1650年にはイエーナ大学に学籍登録して法学を専攻し、主にG・A・シュトルーヴェの下で学んだ¹⁰⁾。1657年にはテューリンゲンの小領邦シュヴァルツブルク＝ルードルシュタット伯領（Grafschaft Schwarzburg-Rudolstadt）の公子アル

3) そうした試みの重要な成果として、以下のものが挙げられる。Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012; Ulrike Ludwig, *Das Duell im Alten Reich. Transformation und Variationen frühneuzeitlicher Ehrkonflikte*, Berlin 2016.

4) ザクセン選帝侯領を例にこの点を論じたことがある。齋藤敬之「17世紀後半ザクセン選帝侯領の決闘禁止令」（『西洋史論叢』第42号（2020年）、93-105頁）、齋藤敬之「近世ザクセン選帝侯領における手工業者の決闘に関する一考察—法規範と裁判記録を対照させて—」（『アカデミア 人文・自然科学編』第24号（2022年）、265-278頁。）

5) Ulrike Ludwig/Gerd Schwerhoff, *Ansichten zum Duell. Geschichtswissenschaftliche Zugänge*, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 29-38, hier S. 37.

6) 本稿註4を参照。

7) Ahasver Fritsch, *Ahasveri Fritschii, Icti, Ohnvorgreifliches Bedencken/Wie denen Duellen und Balgereyen derer Studenten auf Academien/mit mehrem Nachdruck zu steuern seyn möchte?*, Regensburg 1686. 本稿で利用したのは、ザクセン＝アンハルト州大学・州立図書館（Universitäts- und Landesbibliothek Sachsen-Anhalt）所蔵のデジタル版史料である [URL: <http://dx.doi.org/10.25673/opendata2-11297>（最終アクセス日：2023年2月21日）]。

8) アハスヴェールス・フリッチュ（Ahasver Fritsch）という表記も見られるが、本稿では『キリスト教人名辞典』編集委員会編『キリスト教人名辞典』日本基督教団出版局、1986年、1318頁の記載に従っている。

9) Ernst Anemüller, [Art.] Fritsch, Ahasverus, in: *Allgemeine Deutsche Biographie* 8 (1878), S. 108-109 [Online-Version; URL: <https://www.deutsche-biographie.de/pnd119285452.html>（最終アクセス日：2023年2月21日）]; Detlef Ignasiak, *Hoher Staatsbeamter und kritischer Schriftsteller: Der Lebensweg des Rudolstädter Kanzlers Ahasverus Fritsch*, in: Jürgen John (Hg.), *Kleinstaaten und Kultur in Thüringen vom 16. bis 20. Jahrhundert*, Weimar/Köln/Wien 1994, S. 139-159, hier S. 139f.; Susanne Schuster, *Aemilie Juliane von Schwarzburg-Rudolstadt und Ahasver Fritsch. Eine Untersuchung zur Jesusfrömmigkeit im späten 17. Jahrhundert*, Leipzig 2006, S. 19-21.

10) Ignasiak, *Hoher Staatsbeamter*, S. 145f.; Schuster, *Aemilie Juliane*, S. 21-23. シュトルーヴェについては、勝田有恒・森征一・山内進編著『概説 西洋法制史』ミネルヴァ書房、2004年、235-236頁を参照。

ベルト＝アントン（1641年-1710年）の教師として招聘され、以来死去するまで同伯領の宮廷に仕えた¹¹⁾。1661年からは宮廷・司法顧問官（Hof-und Justizrat）を務め、アルベルト＝アントンが親政を開始した1662年以降も継続した¹²⁾。1667年には政府および宗務局の議長に就任し、同年の農村学校条令（Dorfschulordnung）や1671年の女子学校条令（Mädchenschulordnung）の制定に重要な役割を果たすなど、教育行政にも関与した¹³⁾。そして1682年には尚書長官（Kanzler）に就任し、死去するまで務めた¹⁴⁾。このようにフリッチュは、司法や外交に留まらず、教育政策や教会の案件に対しても大きな発言力を持ち、同伯領の行政に多大な影響を与える存在であった¹⁵⁾。また彼は、官僚・法律家以外にも讃美歌収集家としての側面も持つだけでなく、ドイツの敬虔主義（Pietismus）の創始者とされるP・J・シュペーナーとも交流し¹⁶⁾、敬虔主義を振興するために「霊的結実を求めるイエスの会（Geistliche fruchtbringende Jesus Gesellschaft）」という集会を設立したことでも知られている¹⁷⁾。

こうした多様な側面を持っていたことに対応して約300にも及ぶ著作を発表しており、そのテーマも法律から君主鑑、出版、ドイツ語学、そして神学や建德的・教化的なものまで多岐にわたっている¹⁸⁾。彼の著作はとくに17世紀後半の神学や敬虔主義の文脈で論じられることが多い¹⁹⁾。例えばH・レンカーは、敬虔主義の運動が敬虔なキリスト教徒の育成に注力していたことを前提に、その運動の重要な指導者でハレに学校や孤児院を建設したA・H・フランケに先行して若者の教育を提言した存在としてフリッチュを挙げている²⁰⁾。そのレンカーは、フリッチュが学生の悪行の一つとして決闘を扱っていることの手がかりとして『提言』を取り上げているが、その内容を整理するに留まっている²¹⁾。近世における暴力を伴う学生文化に関する研究の蓄積は多いものの²²⁾、『提言』が

11) Schuster, Aemilie Juliane, S. 23.

12) Ignasiak, Hoher Staatsbeamter, S. 147; Schuster, Aemilie Juliane, S. 24.

13) Schuster, Aemilie Juliane, S. 118-123.

14) Ignasiak, Hoher Staatsbeamter, S. 147. ただしS・シュスターは、フリッチュが1682年の時点で同職に就任していたものの、1687年になって正式にその称号が付与されたとして、後者を正式な着任年として採用している。Schuster, Aemilie Juliane, S. 25, Anm. 36. なお、Anemüller, [Art.] Fritschには「1681年」との記載があるが、誤記であると思われる。

15) Ignasiak, Hoher Staatsbeamter, S. 148f.; Schuster, Aemilie Juliane, S. 25.

16) ドイツの敬虔主義については、差し当たり以下の文献を挙げておくに留めたい。佐藤敏夫「敬虔主義」（武藤一雄・平石善司編『キリスト教を学ぶ人のために』世界思想社、1985年、177-183頁）、M・シュミット著、小林謙一訳『ドイツ敬虔主義』教文館、1992年、森涼子『敬虔者たちと〈自意識〉の覚醒—近世ドイツ宗教運動のマイクロ・ヒストリアー』現代書館、2006年、J・ヴァルマン著、梅田興四男訳『ドイツ敬虔主義 宗教改革の再掲を求めた人々』日本キリスト教団出版局、2012年。

17) 『キリスト教人名辞典』、1318頁、シュミット『ドイツ敬虔主義』、53-54頁、ヴァルマン『ドイツ敬虔主義』、85頁。

18) Anemüller, [Art.] Fritsch; Schuster, Aemilie Juliane, S. 36f.

19) Schuster, Aemilie Juliane, S. 11-14.

20) Hans Renker, *Ahasver Fritsch, ein pietistischer Pädagog vor Francke und ein Vorläufer Franckes. Ein Beitrag zur Geschichte der pietistischen Pädagogik*, Paderborn 1916.

21) Renker, Ahasver Fritsch, S. 36, S. 71-74.

22) 有益な概観を与えるものとして、以下を挙げておく。Barbara Krug-Richter, *Studentenleben. Kulturhistorische Perspektiven auf die frühneuzeitliche Universität*, in: Horst Carl/Friedrich Lenger (Hg.), *Universalität in der Provinz. Die vormoderne Landesuniversität Gießen zwischen korporativer Autonomie, staatlicher Abhängigkeit und gelehrten Lebenswelten*, Darmstadt 2009, S. 273-288; Ulrich Rasche, *Cornelius relegatus und die Disziplinierung der deutschen*

言及されているのはわずかである²³⁾。それでも、学生文化に関する研究と決闘に関する研究の双方を踏まえながら『提言』の内容を改めて検討することは、決闘を含めた当時の暴力のあり様を考察するのに無駄ではないはずである。

本稿では『提言』の内容を検討するが、レンカーのように教育的な見地から内容を整理することに満足するのではなく、『提言』の背景や方向性、そして決闘に対する描写の特質や当時の暴力に関わる行動様式との関連などにも注意を払いたい。それによって、決闘が当時の暴力文化にどのように位置付けられるのかを考察することとする。

2. 出版の経緯と理由

フリッチュの著作の多くが主にイエーナやフランクフルト（マイン）、ニュルンベルクで出版されていたのに対して²⁴⁾、この『提言』がレーゲンスブルクで出版された経緯としては、同市で開催されていた帝国議会の存在があったと考えられる。このことは「親愛なる読者諸兄へ」と題された序文から窺える。

大学における学生デュエラ・ストゥディオソールムの決闘に関するこのささやかな提言をさまざまな選帝侯や諸侯の宮廷に知らしめ、至る所で慈悲深く受け入れていただき、さらには、今なお継続しているレーゲンスブルク帝国一般集会〔＝帝国議会〕でこのテーマについて協議するようだと確証があるからである。この度、善意による当該の提言を公刊することで広く知らしめ、それによってこの事柄を真剣に熟考してもらい、この〔私の〕勝手な考えをあちこちで実践してもらうきっかけを他の理解ある人々に与えることが必要であると考えた。以下、まさに神の神聖なる名誉や若い学生の安寧と幸福が追求されれば、全能なる神が、ここで目指す善き目的が望み通り達成されるという恩寵をくださるであろう²⁵⁾。

この『提言』では、計20の章で学生の決闘を禁止する手段が提示されているが、フリッチュがこ

Studenten (16. bis frühes 19. Jahrhundert). Zugleich ein Beitrag zur Ikonologie studentischer Memoria, in: Barbara Krug-Richter/Ruth-E. Mohrmann (Hg.), *Frühneuzeitliche Universitätskulturen. Kulturhistorische Perspektiven auf die Hochschulen in Europa*, Köln 2009, S. 157–221; Marian Füssel, Akademischer Sittenverfall? Studentenkultur vor, in und nach der Zeit des Dreißigjährigen Krieges, in: *Militär und Gesellschaft in der Frühen Neuzeit* 15 (2011), Heft 1, S. 124–146; Marian Füssel, Studentenkultur in der Frühen Neuzeit. Praktiken — Lebensstile — Konflikte, in: Andreas Speer/Andreas Berger (Hg.), *Wissenschaft mit Zukunft. Die „alte“ Kölner Universität im Kontext der europäischen Universitätsgeschichte*, Köln 2016, S. 173–204.

23) Oskar F. Scheuer, Das Waffentragen auf Deutschlands hohen Schulen, in: *Wende und Schau. Köseener Jahrbuch* (Zweite Folge 1932), S. 65–89, hier S. 79; Barbara Krug-Richter, *Ein stund ernennen unnd im ein schlacht liefern*. Anmerkungen zum Duell in der studentischen Kultur, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 275–287, hier S. 281, Anm. 20.

24) Schuster, Aemilie Juliane, S. 37f.

25) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 336v. 訳文中の〔 〕は本稿筆者が補ったり言い換えたりした箇所を示す。以下も同様。併せて、Renker, Ahasver Fritsch, S. 36も参照。

のような提言を出すに至った理由としては、以下の二点が考えられる。まず、彼自身が事あるごとに見聞きした経験があるのだろうか、学生の決闘に対してこれまでさまざまな禁令や処罰が下されてきたが、それらが顧みられてこなかった点である。この点を第2章が明示的に述べている。

確かに学生による決闘デュエリや格闘レンシュラゲン、つかみ合いバルゲンという非キリスト教的で野蛮な営みに対しては、オーブリヒカイトや教育機関の長が禁止令を公布し、しばしばそれを繰り返すことを欠かさず、また違反者に適切に刑を科してきた。しかしそれでも長きにわたる習慣によって深くしみついてしまった悪習がこれまで至る所で統制されていないということを知っている。それにもかかわらず恥辱を伴う無期限放校処分やその他の処罰を顧みることなく、きわめて多くの決闘が、公であれ秘密裡であれ、あちこちで起きているのである。なぜ、多くの勇気ある者は、そのように有益かつ断固たる手段が編み出され、講じられることで、学生のつかみ合いが防止され、いつかは完全に除去され、学校から放逐されることを切望しているのだろうか。つまりこの点に関して、いつ、そしてどのようにして学生の決闘が大学においてとりわけ重点的に統制され得るのだろうか。〔こうしたことが〕自分のささやかな考えを打ち明ける決心を私にさせたのである。神の慈悲深き御加護によって正確かつ十分な考慮の末、ここに簡潔に提示することとする²⁶⁾。

第二に、序文とも関わるが、皇帝をはじめとするオーブリヒカイトの動向が挙げられる。フリッチュにとって、決闘を規制する担い手は領邦君主や大学など教育機関の長であった。なぜなら、この『提言』で問題にしている決闘の主体は若い学生であり、その教育や統制の責任を負うのは領邦君主などであったからである²⁷⁾。そして、彼らによる重要な試みの一つで、この『提言』を出す理由を与えたともいえるのが、1668年のレーゲンスブルク帝国議会で出された『ポリツァイ案件の改善、とくに第一の点として、神聖ローマ帝国内できわめて有害な決闘やつかみ合い、撃ち合いにどの程度出くわすのか、それゆえそうした狼藉行為が大学やアカデミーでいかにして除去されるべきかということに関する帝国意見書』²⁸⁾(以下、『帝国意見書』と表記)である。この『帝国意見書』は、皇帝レオポルト1世によって承認されたものの法的効力を持つには至らなかったが、その後の領邦レベルでの反決闘立法に重要な基準を与えたものとされる²⁹⁾。『提言』の第5章では、大学を抱えるオーブリヒカイトが決闘の規制を担うべきとする『帝国意見書』の文言が引用されている。

26) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 337v.

27) Schuster, Aemilie Juliane, S. 115. こうした理解の基礎には、教育や学問を保護すべきとする宗教改革以来のプロテスタント的君主像が存在した。以下を参照。Heinz Duchhardt, Das protestantische Herrscherbild des 17. Jahrhunderts im Reich, in: Konrad Repgen (Hg.), *Das Herrscherbild im 17. Jahrhundert*, Münster 1991, S. 26-42, hier S. 33f.

28) 以下の決議集に収録されているものを利用した。Reichs = Gutachten/Über Verbesserung des Policy = Wesens, und in specie den ersten Punct: wie nemlich im Heiligen Römischen Reich dem höchst = schädlichen Duelliren, Balgen und Kugel = wechseln zu begegnen, mithin auch dergleichen Excessus auf Universitäten und Academien abzustellen? betreffend, in: Joseph Pachner von Eggenstorff (Hg.), *Vollständige Sammlung Aller Von Anfang des noch fürwährenden Teutschen Reichs-Tags de Anno 1663. biß anhero abgefaßten Reichs-Schlüsse, [...]*, Teil 1, Regensburg 1740, S. 302-305.

29) Siegfried Bodenheimer, *Die geschichtliche Genesis der strafrechtlichen Bedrohung der Vorbereitungshandlungen zum Zweikampf im Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich*, Würzburg 1891, S. 24f.; Ludwig, Das Duell, S. 92f. また、本稿5-1も参照。

第3に、若く、気性が荒く、今日の世の中の根本的に荒んだ風紀や悪しき習慣に誘惑されてしまっている人々は、^{フンクティ・ホノーリス}名誉をめぐる問題に関する誤った見方が彼らにきわめて深くしみついてしまっていることで、^{デュエリオン}決闘やつかみ合いが重大で恐るべき、また永劫の罰を下されるべき罪であるとは思ってもよらない。それゆえ、そうした重大かつ死に値する罪が持つ恐怖は、トルコ人やイスラム教徒であってもひどく慄然とするので、上記の人々に教え込まれ、植え付けられなければならない。彼らには神の御言葉によってそうした罪が永劫の罰を下されるべきものであることをはっきり認識させなければならない。選帝侯や帝国等族によって公布された、格闘をする者やつかみ合いをする者に対する厳格な命令は、そうした者たちをしばしば非難しており、とりわけ、今なお継続しているレーゲンスブルク帝国議会で皇帝陛下と全帝国等族によって下され、将来的には帝国最終決定に組み込まれるであろう^{コムネ・コンクルスム}一般決定は、学生の決闘に関して以下のような内容となっている。選帝侯や等族、顧問官、公使や使節に大学やアカデミーで起きている狼藉行為について申し立てられたところによれば、学生たちが軽はずみな原因でたちまち格闘やつかみ合いをしており、それゆえ、若い盛りにもかかわらず時期尚早にも死に至り、両親の多大なる悲嘆とともに、天罰を被る日には惨めな人間となり、神によって授けられし才能が無益になってしまうほどに、恥辱ともなり〔名誉を〕傷つけてしまう者もいるほどである。それゆえ、この上なく慈悲深き皇帝陛下は、将来的な帝国の条令に特別に以下の点も組み込むことをお認めなさっている。すなわち、上記の大学やアカデミーを支配下に置く選帝侯や等族は、あらゆる挑発行為やつかみ合いを行う学生の間で真剣かつ十分な規律が維持され、罪なき者が不当な暴力から守られるよう、既述の帝国の条令に従ってあらかじめ準備することを³⁰⁾。

3. キリスト教的観点からの描写

この『提言』の第5章には「決闘やつかみ合いが重大で恐るべき、また永劫の罰を下されるべき罪である」との文言が見て取れる。決闘をはじめとする暴力をキリスト教的観点から否定的に描写する姿勢は『提言』全体を通じて確認できる。第1章は以下のように始まっている。

残念ながら今日キリスト教徒を互いに争わせ、彼らにありとあらゆる災難や厄介事を与えるのが常となってしまっている、多くの、かつ終わりの見えない裁判手続^{レヒツ=プロツェッセ}が真のキリスト教信仰にとって実に汚点^{シヤントフレック}となっているのと同様のことが見られる。すなわち、決闘、そして^{バルゲライエン}つかみ合い一般、とくにいくつかの大学で腕白な若者の間でしばしば起きているものは、キリストの教えに適う学校やアカデミーにとっての大きな汚点であり、それゆえ適切に弾劾され、非難されるべきものなのである。つかみ合いや殴り^{ラウフエン}合いという罰当たりな営みは、異教のトルコ人やイスラム教徒でも恐怖や嫌悪の念を抱くものであるが、血涙を流すだけでは十分に嘆いたり悲しんだりすることはできない³¹⁾。

30) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 338v-339r. イタリックは本稿筆者による。以下も同様。このイタリックの部分『帝国意見書』の文言に当たる箇所である。該当箇所は、以下を参照。Pachner von Eggenstorff, Vollständige Sammlung, S. 305.

31) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 337r.

このような描写の根底には、キリスト教の現状を批判し、その原因を人々の不信心で敬虔でない生活態度に帰するフリッチュの見方があった³²⁾。さらに彼は、こうした現状を現世が神罰や神の審判を受けている状態、および間もなく到来するとされる終末の兆候だとも解釈し、神の審判から逃れるには贖罪や改心が必要であると訴えた³³⁾。彼はまた、神の審判に対応するためのさらなる手段として日常的に死を意識することも重要であるとし、このことが死を警戒あるいは予期すること、さらには敬虔な生活を送ることにもつながると理解していた³⁴⁾。

予期し準備すべき死と対極にあるとされたのが、まさに決闘による死であったと考えてよいだろう。決闘における死は罪 (Sünde) を抱えたままの不幸で不名誉な死であり、それどころか故意による自殺でもあるという認識は、同時代のプロテスタント聖職者による反決闘の言説の中にも広く見られるものであった³⁵⁾。フリッチュも同様の認識を『提言』の第6章で提示している。

第4に、すべての決闘をする者や格闘をする者、つかみ合いをする者が幸福な往生を失うことで身を投じてしまうような、どんな場合でも異議を唱えたり、討議による三段論法を熱心に植え付けたり、合理性によってそれを支持してしまったりする重大な魂の危険が若い学生たちには存在するのである。真の悔い改めや贖罪をせず故意に罪と知りながら死ぬことになる者は神の裁きによって罰せられる。神やオープリヒカイトによってきっぱりと表明された禁止に反して決闘を行い、またしばしば起きているように、〔決闘の〕場に居残る者は、贖罪をすることなく故意に罪と知りながら死ぬのである。それゆえ、決闘をする者は神の裁きによって罰せられるのである。主たる提案はすでに聖書の中に根拠付けられている。木が南に倒れても、北に倒れてもその倒れた場所に木は横たわる³⁶⁾。従たる〔提案〕は以下のように裏付けられる。1. 決闘をする者は自力復讐を禁じる戒律に反しているからである。2. オープリヒカイトに反抗的であり、その禁令に故意に従わず、軽視しているからである。3. 隣人に対して怒りや憎悪

32) Schuster, Aemilie Juliane, S. 65.

33) Schuster, Aemilie Juliane, S. 75f. 宗教改革以降、プロテスタントの中に終末論的な言説が展開したこと、その際とくに著作が広く読まれ敬虔主義にも大きな影響を与えた神学者J・アルントが重要な役割を果たしたことについては、以下を参照。J・ドリュモア著、佐野泰雄・江花輝昭・久保田勝一・江口修・寺迫正廣訳『罪と恐れ—西欧における罪責意識の歴史／十三世紀から十八世紀』新評論, 2004年, 991-1018頁, とくに1002-1003頁。フリッチュがアルントから影響を受けていたことについては、Schuster, Aemilie Juliane, S. 52-55.

34) Schuster, Aemilie Juliane, S. 76.

35) Alexander Kästner, Unzweifelhaft ein seliger Tod! Überlegungen zur Darstellung des Sterbens von Duellanten in protestantischen Leichenpredigten, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 141-158, hier S. 145-148; ただしケストナーによれば、決闘者の死は追悼説教パンフレット (Leichenpredigt) の中で個別の状況に応じて多様に解釈され (時には肯定的に) 描写された点にも注意しなければならない。Ebd., S. 148-157. また、塚本栄美子による追悼説教パンフレットの分析の中でも、「突然の死」に対する理解が検討されている。塚本栄美子「近世ドイツにおける「紙の記念碑」—ブランデンブルク・プロイセンのある軍人—」(『歴史学部論集』第4号 (2014年), 41-62頁), とくに51頁。なお、「追悼説教パンフレット」という訳語については塚本に従っている。

36) 本稿での抄訳では、『聖書』の一節を引用したと思われる箇所について、『提言』の逐語訳ではなく、該当する一節の翻訳を取り込んだ。聖書の翻訳については、日本聖書協会『聖書 聖書協会共同訳—旧約聖書統編付き』(2018年)を用いた。以下も同様。この箇所は、『コヘレトの言葉』11章3節である。

を心の中に抱いているからである。4. 神や隣人と和解することなく死んでしまっているからである。5. 我が身に対する殺人を犯しているからである。これらおよびさらに他の罪が等しく忌々しき決闘に同時に起こっているものであり、それゆえ若者は悪魔に対するのと同様に決闘に対しても恐怖や嫌悪の念を抱き、最大限熱心にそこから身を守るべき十分な理由があるのである³⁷⁾。

この中で『コヘレトの言葉』の一節が持ち出されたのは、死という将来は不確定であって人間によって予見され得ず、また人間の意志や企てによって変更・妨害され得ないこと³⁸⁾、翻って決闘は故意による悪行であるがゆえに回避できる（あるいは慎むべきである）ことを主張するためであると思われる。さらにここでの描写には、第一にキリスト教の教えや道徳に反するもの、第二にそうした道徳や秩序を守る存在である世俗のオープリヒカイトに反抗するものという二重の意味で決闘は罪深い行為であるという当時の理解が通底していたのである³⁹⁾。

4. 教育的観点からの描写

これまでの引用に垣間見え、またすでにレンカーも論じているように、『提言』の叙述の前提には、フリッチュの敬虔主義的な教育観が存在していたことは明らかであろう。以下、この点を簡単に整理しておきたい。

フリッチュにとって、個人や社会のキリスト教化、とくに不信心な者を矯正してキリスト教共同体に回帰させるのための重要な手段がキリスト教に基づく教育であった⁴⁰⁾。それゆえ、キリスト教信仰に関する知識の伝達が教徒としてふさわしい生活態度の形成に役立つという点で、できるだけ早期に教理問答書（Katechismus）に即した学校教育の実施を提唱していた⁴¹⁾。すなわち彼は、学校教育を神に根差し神を目指すキリスト教的教育（の場）として理解していたことになる⁴²⁾。

フリッチュは、子供は悪行や罪に快楽を覚える存在であるがゆえに早期から正しいキリスト教的教育を受ける必要があるとして、親や学校の教師が子供の生活態度を管理・統制することを求めている⁴³⁾。『提言』の第3章には以下のような主張が見られる。

このきわめて深くしみついてしまった悪行を内面から治癒することに関しては、まず以下のことが必要であり、有益である。すなわち、生活や習慣の点できわめて墮落した多くの若者が下級学校を出身としてアカデミーにやってくるが、そうした学校で今後はより熱心かつより真剣に敬虔さや神に対する畏敬の念が促され、若者をキリスト教の実践においてより適切に指導

37) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 339r.

38) 以下の聖書注解を参照した。W・P・ブラウン著、小友聡訳『現代聖書注解 コヘレトの言葉』日本キリスト教団出版局、2003年、190頁、小友聡『VTJ 旧約聖書注解 コヘレト書』日本キリスト教団出版局、2020年、145頁。

39) Kästner, Unzweifelhaft ein seliger Tod!, S. 141f., S. 158.

40) Ignasiak, Hoher Staatsbeamter, S. 152; Schuster, Aemilie Juliane, S. 110.

41) Schuster, Aemilie Juliane, S. 110f.

42) Schuster, Aemilie Juliane, S. 111.

43) Schuster, Aemilie Juliane, S. 112f.

することである。そのうち必要不可欠な点については、数年前に特別なきっかけがあり、手短な提言の形で私の善意による考えを打ち明け、それらはさまざまな場所で好意的に受け入れられ、オープリヒカイトによる新たな条令によって公刊された。ただ残念ながら実践や迫力に欠けているのである⁴⁴⁾。

さらにここからはフリツチュの広い教育観が見て取れる。すなわち、子供の教育は家庭や学校に限定されるべきではなく、そこで適切な教育を受けさせないと悪い性質を持ったまま高等教育機関である大学に入ってきてしまう可能性があった。それゆえ、敬虔でキリストの教えにふさわしい人間を養成するためにも連続性のあるキリスト教的教育の必要性を見出していたのである⁴⁵⁾。その意味で、先述した教育観や問題意識は大学における若い学生に対する教育にも当てはまると見なしてよい。このことは『提言』の第4章からも読み取れる。

下級の村落学校や都市学校で教師が自分たちに任された生徒に十分な真剣さと忠実さ、熱意をもって、敬虔さや神に対する畏敬の念を指導する際には、大学の教授も彼らの学生に同様のことをし、若い学生には学識だけでなくキリスト教的なあらゆる生活規則を教え込むことに励まなければならない。神学部教授のみならず、法学部教授や医学部教授、哲学部教授も、公のあるいは私的な講義の中で、頻繁に機会を捉え、かつ欠かさずに、親切かつきっぱりとした勧告や時には懇願を用いて、聴講者に神に対する畏敬の念や規律、誠実さ、節制、平和を好む態度、謙遜、その他若者にとってきわめて立派な美德を持つように、しかしまた自身の事例を用いながら、刺激し、心を動かし、促し、そして決して退屈に感じたり疲れ切ったり嫌気を起こしたりしないようにしなければならない。若者はうぬぼれが強く、頑固で、自分にとって何が最良かということについて常に思慮を巡らしているわけではないものである。また、彼らには怒りや罪への刺激が多いので、勧告や注意、処罰、懇願を用いて〔正しく振舞うよう〕常に促さなければならない。〔学生が滞在する〕家や料理店の主人も同様のことをしなければならない。これまで起きていたことだが、自らが宴会や総じてそこから生じる格闘や口論のきっかけを与えてはならない⁴⁶⁾。

ところで、学生の多くは親元から離れて大学のある街に住み、大学教員とともに学寮で、あるいは市民の家などに下宿する形で生活していた⁴⁷⁾。それゆえ、こうした生活空間での学生に対する管理・統制も必要であると提唱された。先に引用した第4章からも窺えるが、第16章も見てみよう。

第14に、大学教授や〔学生が滞在する〕家や料理店の主人は、哀れにも傷を負ったり、あるいは散々に打ちのめされたりした、口論をしでかした者や揉め事を起こした者、格闘をした者、

44) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 337v–338r.

45) Renker, Ahasver Fritsch, S. 62.

46) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 338r–338v.

47) Füssel, Studentenkultur in der Frühen Neuzeit, S. 177. とくに宗教改革以降、学生が都市内に住むようになったこと、それによって都市住民と接触する機会や摩擦を起こす可能性が増加したことについては、Krug-Richter, Studentenleben, S. 276f.

つかみ合いをした者の悲しい実例を頻繁に自分たちの学生に紹介し、以下のことを父親らしく真剣に注意勧告することができるはずである。すなわち、揉め事やつかみ合いによって生命を危険にさらすようなことのないように、そして哀れな両親の遺憾の念や心労を感じながら悲嘆のうちに死に果てていくことのないように、彼らは神をありありと思い浮かべ、熱心に神に祈りを捧げ、用心することを。なぜなら、危険を好む者は、それによって命を落とす⁴⁸⁾のであり、叱責を嫌う者は、罪人の足跡をたどり〔……〕⁴⁹⁾、と賢者は語っているからである⁵⁰⁾。

若者の行動様式を対象とする以上、領邦君主や教育機関の長のみならず、若者を取り巻く人々にもコントロールの主体としての重要性を見出していた点にフリッチュの提言の特徴がある。このことは以下で扱う若者の行動様式への批判にも当てはまる。

5. 決闘につながり得る行動への批判

5-1. 名誉毀損

中近世社会の暴力で特徴的なのは、口頭での侮辱などに端を発する名誉をめぐる揉め事の決着手段として身体的攻撃を用いることが身分を越えて広く見られた点である⁵¹⁾。名誉毀損 (Injurien) と身体的攻撃が関連しているという理解は16世紀後半以降の法規範にも見られるが⁵²⁾、とくに決闘の文脈で転換点となるのが、先に触れた1668年の『帝国意見書』である。この中で名誉毀損が決闘の原因として位置付けられ、それ自体が処罰の対象となった点が重要である⁵³⁾。これにより、名誉毀損に対して法を用いて対応する可能性を紛争当事者に提供することになり、逆に決闘という形での自力復讐 (Selbstrache) によって名誉回復を図ることが回避される、あるいは禁止されることとなった。同時に、紛争当事者には、自分が受けた名誉毀損を決闘禁止令に対する違反として訴え、相手方に公的な謝罪や撤回を強いるという戦略的な可能性も提供されることとなった⁵⁴⁾。

『帝国意見書』に見られる名誉毀損を法的に解決させようとする姿勢は、フリッチュの『提言』にも受容されている。第7章を見てみよう。

第5に、^{インユーリアンテイス}名誉毀損された者に自力での復讐心への原因やきっかけを与えないようにするために、^{インユーリエン=ザクヘ}オープリヒカイトや大学当局は、侮辱を受けた者の審理に基づき、あるいは職権によって^{ザテイスフアクワイオン}名誉毀損案件をすぐに調査し、遅滞なく、適切な名誉回復を行うよう、そして処罰をきちんと受けるよう名誉毀損をした者に促すことが必要である⁵⁵⁾。

48) 『シラ書〔集会の書〕』3章26節。

49) 『シラ書〔集会の書〕』21章6節。

50) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 342r.

51) 本稿註2を参照。

52) 例えば1572年に発布されたザクセン選帝侯領法典 (Kursächsische Konstitutionen) の規定については、齋藤「近世ザクセン選帝侯領における手工業者の決闘」、267-268頁を参照。

53) Pachner von Eggenstorff, Vollständige Sammlung, S. 303.

54) Ludwig, Das Duell, S. 94-97.

55) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 339r-339v.

ただし、名誉毀損をめぐる問題がこのように手短に扱われそれほど重要な位置を占めていないように見えるのは、『提言』が『帝国意見書』に触発されて出されたことやフリッチュがきわめて豊富な法学の素養を有していることに鑑みれば、意外にも思える。

5-2. 武器携行と夜間の外出や騒ぎ

では、身体的攻撃に先行する名誉毀損以上にフリッチュが重要視していたのは何だったのだろうか。それは、学生の間で日常的に見られ、かつ暴力沙汰にもつながる行動であったようである。その第一は短剣 (Degen) などの武器を携行することである。中世後期以来、とくに都市では市民自身が武装して都市平和を維持することが義務付けられていたが⁵⁶⁾、ある争いが起きた際にナイフや短剣といった武器を用いることで争いがエスカレートし、傷害や死に至る事態にもなり得た⁵⁷⁾。つまり武器携行は、男性にとって身を守る能力や男性性を誇示する手段であると同時に、平和を破壊し得るがゆえに公権力による規制の対象ともなるという「男性性のパラドックス (Paradox der Männlichkeit)」⁵⁸⁾を孕んでいたのである。加えて、こうした点は若い男性である学生にも当てはまるものであった⁵⁹⁾。武器を示威的に携行したり戦いの用意ができていくのように挑発的に取り扱ったりすること⁶⁰⁾は男性性のアピールに寄与した一方、それによってとくに同じ若い男性である手工業職人をはじめとする都市住民との衝突に至ることも少なくなかったため、大学都市への命令や大学規約ではしばしば武器携行を禁止する規定が盛り込まれていた⁶¹⁾。

武器携行が若者の間で広く見られること、そして暴力沙汰の要因ともなっていることをフリッチュも十分認識していたことは間違いない。第 10 章を見てみよう。

第 8 に、ギムナジウムや都市学校、村落学校では短剣の携行という悪習が取り除かれた。それゆえ、大学や上位の学校でも、決闘デュエリールを行ない、殴り合いラウフエン、格闘する機会シュラウゲンを学生から奪い、取り除くために、同様のことが生じるならば、さらに害を与えることはないだろう。日中であろうと夜間であろうと、公営あるいは私営の学寮や教会、市内の路上に短剣や小銃を持って繰り出

56) B. Ann Tlusty, *The Martial Ethic in Early Modern Germany. Civic Duty and the Right of Arms*, Basingstoke 2011, S. 11-45.

57) Tlusty, *The Martial Ethic*, S. 63-70.

58) Lyndal Roper, Männlichkeit und männliche Ehre, in: Karin Hausen/Heide Wunder (Hg.), *Frauengeschichte — Geschlechtergeschichte*, Frankfurt am Main 1992, S. 154-172, hier S. 160.

59) Scheuer, *Das Waffentragen*, S. 66-68; Elke Liermann, Muffen, Wetzten, Raupen. *Freiburger Studentenhändel im 16. und 17. Jahrhundert*, in: Tina Braun/Elke Liermann, *Feinde, Freunde, Zechkumpane. Freiburger Studentenkultur in der Frühen Neuzeit*, Münster 2007, S. 29-119, hier S. 63f.; Elke Liermann, *Mit Mantel und Degen. Studentisches Fechten im frühneuzeitlichen Freiburg/Br.*, in: Barbara Krug-Richter/Ruth-E. Mohrmann (Hg.), *Frühneuzeitliche Universitätskulturen. Kulturhistorische Perspektiven auf die Hochschulen in Europa*, Köln 2009, S. 31-51, hier S. 31f.

60) この典型例として、剣を石や壁にぶつけて音や火花を出す“Wetzten”と呼ばれる行為が挙げられる。Barbara Krug-Richter, *Von Messern, Mänteln und Männlichkeit. Aspekte studentischer Konfliktkultur im frühneuzeitlichen Freiburg im Breisgau*, in: *Wiener Zeitschrift zur Geschichte der Neuzeit* 4 (2004), S. 26-52, hier S. 34, S. 41; Marian Füssel, *Devianz als Norm? Studentische Gewalt und akademische Freiheit in Köln im 17. und 18. Jahrhundert*, in: *Westfälische Forschungen* 54 (2004), S. 145-166, hier S. 155; Liermann, *Muffen, Wetzten, Raupen*, S. 51-53.

61) Scheuer, *Das Waffentragen*, S. 81; Füssel, *Devianz als Norm?*, S. 152-155; Liermann, *Mit Mantel und Degen*, S. 33.

すことを許さず、然るべき分別によって学生が、短剣を脇に携えるよりも真っ当かつ節度をもってマントに身を包む方がキリストの教えに適った学生としての自分自身にふさわしいのだと学ぶ限りでは、学芸学部⁶²⁾の学生の間で50年以上前に通例であったように、短剣の代わりにマントを羽織ることを許すべきであろう⁶²⁾。

この冒頭部分からも窺えるように、武器携行は学生のみならず学校の生徒にも見られたようである。フリッチュが危惧しているのは、生徒の間で武器携行が蔓延していることに留まらず、生徒が武器携行を身につけると大学に入ってもそれを放棄せず、悪習として継続してしまう可能性があった点であろう。第9章を見てみよう。

第7に、これまでさまざまな改革派のギムナジウムや村落学校でその生徒が短剣を携行することが黙認され、あるいは多くの者が、日中であろうと夜間であろうと、不当にも密かに短剣を携行しており、それによってしばしば口論ツァンカライエン(ママ) シュレーガライエンや格闘が発生し、悲しいかな死に至る者も出てきてしまっている。[……]しかしそれゆえ、生徒が短剣を携行することは完全に禁止され、拘禁や公の場での叱責などといった学校の処罰を用いて遵守されること、いかなる時でも真っ当な生徒にふさわしいようにマントを羽織って登校させることが必要である。しかしこれが実施されない場合、下級学校で短剣の携行を身につけてしまった若者は、アカデミーでその習慣を放棄することがますます難しくなってしまうだろう。なぜなら、罪深くかつ禁止されている事柄に関しては習慣の持つ力がいかに大きく強いかということがすでに十分知られているからである。手工業の徒弟などと口論を始めたり、夜間に外出したり、短剣を石に打ち付けたりするのを好むギムナジウムや下級学校の生徒は、確実に大学に行っても〔そうした行為を〕やめるのが難しいだろう。キリストの教えに適う若い生徒には、短剣の携行を続けることがいかに悪いものであるかということを教え込まなければならず、学校でマントをまとった兵士ではなく学校でトガをまとった者として、そしてまたまずもって戦争のためではなく〔国家の〕役人のために教育されなければならないのである⁶³⁾。

こうした危惧には、先に述べた学校と大学の教育の連続性に関するフリッチュの教育観が顔を覗かせている。

さて、第二に挙げられるのは夜間の外出や路上での騒ぎである。街灯などがない時代には夜間の暗闇が容易に暴力沙汰などの犯罪を招き得るという危険が存在した⁶⁴⁾。また、とくに学生などの若

62) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 340v.

63) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 340r-340v.

64) Wolfgang Schivelbusch, Straßenlaternen und Polizei, in: Tilmann Buddensieg/Henning Rogge (Hg.), *Die nützlichen Künste. Gestaltende Technik und bildende Kunst seit der industriellen Revolution*, Berlin 1981, S. 104-108, hier S. 104; Peter Reinhart Gleichmann, Nacht und Zivilisation, in: Martin Baethge/Wolfgang Eckbach (Hg.), *Soziologie: Entdeckungen im Alltäglichen. Hans Paul Bahrdt Festschrift zu seinem 65. Geburtstag*, Frankfurt/New York 1983, S. 174-195, hier S. 174f.; Norbert Schindler, Nächtliche Ruhestörung. Zur Sozialgeschichte der Nacht in der Frühen Neuzeit, in: Ders. (Hg.), *Widerspenstige Leute. Studien zur Volkskultur in der frühen Neuzeit*, Frankfurt am Main 1992, S. 215-257, hier S. 230-232; Christian Casanova, *Nacht-Leben. Orte, Akteure und obrigkeitliche Disziplinierung in Zürich, 1523-1833*, Zürich 2007, S. 55.

者にとっては夜の時間は重要な意味を持った。夜間に外出することは、しばしば暗闇に保護されることで、叫び声を上げたり騒いだり音楽を奏でたり、さらには先述した“Wetzen”などの行動と結びついていた。これらの行動は都市内の空間で彼らの存在を示威的あるいは挑発的にアピールすることに役立った一方、その性質ゆえに市民との衝突に至ることも少なくなかった。そのため、若者の夜間の行動は、暴力沙汰を予防するという観点から、武器携行とセットになって規制されることが多かった⁶⁵⁾。

フリッチュもこうした観点を共有していたことは間違いないだろう。第12章と第13章を続けて取り上げてみよう。

さらに第10に、若い学生からは口論ツェンカライエンや格闘シュレーガライエン、つかみ合いバルゲライエンのきっかけを作るようなあらゆる機会をできる限り奪うべきである。そこに含まれるものとして、これまでに見られる夜間外出や野蛮な夜間の騒ぎ、ひどい路上の封鎖、食卓や居酒屋、酒房での宴会や飲み会、およびそれに続く過度な酩酊があり、それらがこれまであちこちで学生の間で起きてきた決闘や格闘の大半のきっかけとなっていた。確かに、放校処分や〔その他の〕校内の処罰によって、また〔大学などのある〕現地で採用された夜警やその他の外的な手段によって悪しき損害を埋め合わせるものが試みられてきた。しかし、これまで内的な治癒インナリッヘ・クールが不足しているために、そのような外的な治癒オイサーリッヘ・クールが常に効果を上げているわけではなかったのである⁶⁶⁾。

第11に、〔学生が滞在する〕家や料理店などの主人には、夜間の適切な時間に家を閉め、学生に10時以降は貯蔵庫から飲み物を提供しないことが、処罰をもって命じられるべきである。それは、揉め事シユエテッセンを起こす者や口論ムツをするような者に泥酔したり夜間に路上で騒ぎを起こしたりあらゆる狼藉行為をしでかすような機会を一定程度与えないようにするためのものである⁶⁷⁾。

おわりに

本稿で取り上げた『提言』における決闘の描写からは、フリッチュが決闘という何か特殊で新しい暴力形態の存在を必ずしも自明視していたわけではなかったことが窺える。その理由として、第一に決闘 (Duell/Duellieren) がつかみ合い (Balgen/Balgerei) や格闘 (Schlagen/Schlägerei) といった表現と明確には区別されておらず、同義語として扱われたり並列されたりしている点である。第

65) Schindler, Nächtliche Ruhestörung, S. 230–232; Marian Füssel, Umstrittene Grenzen. Zur symbolischen Konstitution sozialer Ordnung in einer frühneuzeitlichen Universitätsstadt am Beispiel Helmstedt, in: Christian Hochmuth/Susanne Rau (Hg.), *Machträume der frühneuzeitlichen Stadt*, Konstanz 2006, S. 171–191, hier S. 182, S. 189; Barbara Krug-Richter (unter Mitarbeit von Tina Braun), „Gassatum gehn“. Der Spaziergang in der studentischen Kultur der Frühen Neuzeit, in: *Jahrbuch für Universitätsgeschichte* 9 (2006), S. 35–50, hier S. 43–47; Liermann, Muffen, Wetzen, Raupen, S. 88–90; Peter Wettmann-Jungblut, Zweikampf als Muster (vor)moderner Jugendkultur. Männlichkeitsritual, regulierte Aggression, Gewaltlust, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 313–324, hier S. 322.

66) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 341v.

67) Fritsch, Ohnvorgreifliches Bedencken, fol. 341v.

二に決闘（をはじめとする暴力行為）を武器携行や夜間の行動など以前から学生の間で広く見られた行動様式との関連で把握している点である。これらは同時期の『帝国意見書』や決闘禁止令などの法規範とも対応している⁶⁸⁾。その一方で『提言』での描写の根底にはフリッチュの敬虔主義的な宗教観や教育観があった。彼からすれば、当時の学生の間には「非キリスト教的」で「敬虔な信徒にそぐわない」行動様式が蔓延っており⁶⁹⁾、決闘は魂の救いが得られなくなってしまうような死を招くものとしてそうした行動様式の最たるものだったのである。

本稿での議論から以下のような課題も導かれる。まず、17世紀後半に学生による暴力事件がなぜ、どのようにして決闘として扱われていったのか。さらに、18世紀半ば以降は学生の武器携行が次第に見られなくなることで突発的な争いからあらかじめ取り決められた（近代的な意味での）決闘へ移行したというが⁷⁰⁾、武器の存在が暴力の実践をどう変容させたのか。これらの問いに対しては大学規約などの規範や裁判記録を用いて検討することが必要だろう。

本稿を締めくくるにあたって、『提言』の第1章の後半が示唆するさらなる課題を提示したい。

ある時はある大学で、またある時は別の大学で、若者が哀れにも決闘^{デュエリールン}で傷を負い、残念ながら自身の罪^{ズンデ}を償うことなく命を奪われ、それによって彼らの親兄弟や親族がきわめて大きな遺憾の念や悲痛の念を抱いたということほど頻繁に耳にする嘆かわしい実例はない。数年前、高貴な者の子供がきわめて些細でくだらない理由のために決闘で傷を負い、まだ若い血の中でのたうち回り、悲鳴を上げながら息絶えたのを、私は恐怖と驚きをもって見たことがある。悲嘆に満ちた泣き叫び声を上げ、〔若者の〕父母や哀れな寡婦がとても悲しげな仕草をしながら自分たちの唯一の息子を埋葬するのを私は見たことがある。彼らが、自分の息子の惨めな死を目の前にしたきわめて哀れなダビデ王のように、ああ、わが子よ、わが子よ、わが子よ！私がお前に代わって死ねばよかった。おお、わが子よ、わが子よ！⁷¹⁾と大声で叫んでいるのを聞いて、私は嘆き悲しんだことがある⁷²⁾。

ここで描写されているのは、第一に決闘で負傷した者の悲鳴であり、そこには恐怖や後悔などの感情が入り混じっていたのだろう。それを踏まえ、以前の拙稿での提起を繰り返すならば、一方で名誉毀損に対して「怒り」を抱き決闘をしてまで名誉を守る必要性があると感じることと、他方で決闘によって命を賭す危険があることとの間に葛藤を抱いていたのかといった点を問うことは有意義であろう⁷³⁾。そして第二に決闘で命を落とした者の遺族の悲しみである。『サムエル記下』の一節

68) 註4を参照。

69) M・フュッセルによれば、「学生の風紀が三十年戦争以降に乱れ粗野になった」というしばしば語られるイメージは、当時のプロテスタントの言説の産物であった。Füssel, *Akademischer Sittenverfall?*, S. 139-145. 今回扱った『提言』もおそらく同じ文脈に位置付けられるだろう。

70) Marian Füssel, *Ständisch-korporative Duellkulturen — Ein Kommentar*, in: Ulrike Ludwig/Barbara Krug-Richter/Gerd Schwerhoff (Hg.), *Das Duell. Ehrenkämpfe vom Mittelalter bis zur Moderne*, Konstanz 2012, S. 301-309, hier S. 306.

71) この箇所はフリッチュの記述に従って訳出しているが、明らかに以下の聖書の文言を受けている。『サムエル記下』19章1節：「わが子アブシャロムよ、わが子よ、わが子アブシャロムよ。私がお前に代わって死ねばよかった。アブシャロム、わが子よ、わが子よ。」

72) Fritsch, *Ohnvorgreifliches Bedencken*, fol. 337r.

73) 齋藤「暴力の歴史の描写を目指して」、47頁。

の引用はまさに「悲嘆」という感情をありありと描くためのものであろう⁷⁴⁾。しかしさらに、突然の死は悪しき死であり不名誉な形での埋葬しか許されないものであったので、死者の魂の救いのみならず遺族の名声や名誉をも危険にさらしかねないという当時の観念⁷⁵⁾も遺族の感情に積み重なっていた可能性がある。このように、決闘をした者と彼らを取り巻く人々の間にある決闘に対する認識や感情の相違も問うことで感情史研究の発展にも貢献できるだろう。

付 記

本稿は、JSPS 科研費（若手研究：JP19K13391、および若手研究：JP22K13232）の助成を受けた研究成果の一部である。

74) 以下の聖書注解を参照した。W・ブルッゲマン著、矢田洋子訳『現代聖書注解 サムエル記下』日本キリスト教団出版局、2014年、193頁。

75) Alexander Kästner, Die Ungewissheit überschreiten. Erzählmuster und Auslegungen unverhoffter Todesfälle in Leichenpredigten, in: Eva-Maria Dickhaut (Hg.), *Leichenpredigten als Medien der Erinnerungskultur im europäischen Kontext*, Stuttgart 2014, S. 147–172, hier S. 152–155. 本稿註 35 も参照。